

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成29年11月17日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成29年10月27日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 別紙6に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p> <p>(14) その他 ①～⑤ (略)</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) その他 ①～⑤ (略)</p>	

新	旧	備考																		
2 (略)	2 (略)																			
<p>附 則〔抄〕 附 則〔平成29年11月17日〕 <u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。ただし、1(13)は、平成29年12月31日から適用する。</u></p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔平成29年10月27日〕 <u>この改正は、平成29年11月6日から実施する。</u></p>																			
〔別紙1〕～〔別紙5〕 (略)	〔別紙1〕～〔別紙5〕 (略)																			
<p>〔別紙6〕</p> <p>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</p> <p>WTO協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの農業に関する協定をいう。）の附属書1に対象品目として掲げる以下の品目</p> <p>対象品目（HSコード）</p> <table border="1" data-bbox="100 938 965 1458"> <tr> <td colspan="2">(i)第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）</td> </tr> <tr> <td>第1類</td> <td>動物（生きているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>第2類</td> <td>肉及び食用のくず肉</td> </tr> <tr> <td>第3類</td> <td>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</td> </tr> <tr> <td>第4類</td> <td>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</td> </tr> <tr> <td>第5類</td> <td>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>第6類</td> <td>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</td> </tr> <tr> <td>第7類</td> <td>食用の野菜、根及び塊茎</td> </tr> <tr> <td>第8類</td> <td>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</td> </tr> </table>	(i)第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）		第1類	動物（生きているものに限る。）	第2類	肉及び食用のくず肉	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
(i)第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）																				
第1類	動物（生きているものに限る。）																			
第2類	肉及び食用のくず肉																			
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																			
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																			
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）																			
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉																			
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																			
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																			

新		旧	備考
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料		
第10類	穀物		
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
第17類	糖類及び砂糖菓子		
第18類	ココア及びその調製品		
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
第21類	各種の調製食料品		
第22類	飲料、アルコール及び食酢		
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品		
(ii) 2905.43、2905.44、3301、3501～3505、3809.10、3823.60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302 注：品名は必ずしも網羅的ではない。			
2905.43	マンニトール		
2905.44	ソルビトール		
3301	精油		
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤		
3809.10	仕上剤		

新		旧	備考
3823.60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)		
4101～4103	原皮		
4301	原毛皮		
5001～5003	生糸及び絹のくず		
5101～5103	羊毛その他の獣毛		
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコムした綿		
5301	亜麻		
5302	大麻		
[別表] (略)		[別表] (略)	